

介護サービスの種類 48

都道府県知事^(※1)が指定・監督を行うサービス

居宅サービス

訪問サービス

- ・訪問介護
(ホームヘルプサービス)
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導

- ・特定施設入居者生活介護
- ・特定福祉用具販売
- ・福祉用具貸与

施設サービス

- ・介護老人福祉施設^(※2)
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

短期入所サービス

- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
(ショートステイ)

通所サービス

- ・通所介護(デイサービス)
- ・通所リハビリテーション

市町村長が指定・監督を行うサービス

地域密着型サービス

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護^(※3)
- ・夜間対応型訪問介護^(※3)
- ・地域密着型通所介護(療養通所介護も含む)^(※3)
- ・認知症対応型通所介護^(※3)
- ・小規模多機能型居宅介護^(※3)
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護^(※2)
- ・看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)^(※3)

居宅介護支援

上か下か

受けられるサービスが違う

上(要介護1~5)

介護給付を行うサービス

予防給付を行うサービス

介護予防サービス^(※4)

訪問サービス

- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導

- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防福祉用具貸与

短期入所サービス

- ・介護予防短期入所生活介護^(※5)
- ・介護予防短期入所療養介護^(※5)
(ショートステイ)

通所サービス

- ・介護予防通所リハビリテーション

地域密着型

介護予防サービス

- ・介護予防認知症対応型通所介護^(※3)
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護^(※3)
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護^(※6)
(グループホーム)

介護予防支援

下(要支援1・2)

状態が良いので

受けられるサービスが少ない

- ・施設サービスは受けられない
- ・居宅サービスの一部(訪問介護・通所介護)が受けられない
- ・地域密着型サービスで受けられるのは認知症の3つ

- ※1 指定都市・中核市の市長も含む。
 ※2 原則、要介護3以上の者が入所となっている。
 ※3 特定地域密着型(介護予防)サービスとい、住所地特例対象者が、入所・入居している特定施設所在地で利用できる地域密着型(介護予防)サービスである。

介護サービスの種類 48 左

都道府県知事^(※1)が指定・監督を行うサービス

居宅サービス

訪問サービス

- ・訪問介護
(ホームヘルプサービス)
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導

- ・特定施設入居者生活介護
- ・特定福祉用具販売
- ・福祉用具貸与

施設サービス

- ・介護老人福祉施設^(※2)
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

短期入所サービス

- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
(ショートステイ)

通所サービス

- ・通所介護(デイサービス)
- ・通所リハビリテーション

市町村長が指定・監督を行うサービス

地域密着型サービス

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護^(※3)
- ・夜間対応型訪問介護^(※3)
- ・地域密着型通所介護(療養通所介護も含む)^(※3)
- ・認知症対応型通所介護^(※3)
- ・小規模多機能型居宅介護^(※3)
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護^(※2)
- ・看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)^(※3)

居宅介護支援

左か右か

誰が指定するか?

左 都道府県知事が指定

右 市町村長が指定

指定されないと

保険で介護サービス提供できない

指定を受けるには

基準(運営・人員・設備)を満たす必要がある

注意!

- ・都道府県知事が指定したもの、保険者はすべて市町村
- ・介護サービス情報の公表は市町村が指定したものでも県知事へ報告
- ・介護保険事業(支援)計画 定めるべき事項

- ※1 指定都市・中核市の市長も含む。
 ※2 原則、要介護3以上の者が入所となっている。
 ※3 特定地域密着型(介護予防)サービスとい、住所地特例対象者が、入所・入居している特定施設所在地で利用できる地域密着型(介護予防)サービスである。

介護サービスの種類 48

都道府県知事^(※1)が指定・監督を行うサービス

市町村長が指定・監督を行うサービス

介護給付を行うサービス

居宅サービス

訪問サービス

- 訪問介護
(ホームヘルプサービス)
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

短期入所サービス

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
(ショートステイ)

通所サービス

- 通所介護(デイサービス)
- 通所リハビリテーション

- 特定施設入居者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 福祉用具貸与

施設サービス

- 介護老人福祉施設^(※2)
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

地域密着型サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護^(※3)
- 夜間対応型訪問介護^(※3)
- 地域密着型通所介護
(療養通所介護も含む)^(※3)
- 認知症対応型通所介護^(※3)
- 小規模多機能型居宅介護^(※3)
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護^(※2)
- 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)^(※3)

居宅介護支援

予防給付を行うサービス

介護予防サービス^(※4)

訪問サービス

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

短期入所サービス

- 介護予防短期入所生活介護^(※5)
- 介護予防短期入所療養介護^(※5)
(ショートステイ)

通所サービス

- 介護予防通所リハビリテーション

- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防福祉用具貸与

地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護^(※3)
- 介護予防小規模多機能型居宅介護^(※3)
- 介護予防認知症対応型共同生活介護^(※6)
(グループホーム)

介護予防支援

- ※1 指定都市・中核市の市長も含む。
- ※2 原則、要介護3以上の者が入所となっている。
- ※3 特定地域密着型(介護予防)サービスとい、住所地特例対象者が、入所・入居している特定施設所在地で利用できる地域密着型(介護予防)サービスである。

現物給付か償還払いか

ほとんどのサービスは現物給付

上

- ①居宅介護サービス費
- ②地域密着型介護サービス費
- ③施設介護サービス費
- ④居宅介護サービス計画費
- ⑤特定入所者介護サービス費

下

- ⑥介護予防サービス費
- ⑦地域密着型介護予防サービス費
- ⑧介護予防サービス計画費
- ⑨特定入所者介護予防サービス費

介護サービスの種類 48

都道府県知事^(※1)が指定・監督を行うサービス

市町村長が指定・監督を行うサービス

介護給付を行うサービス

居宅サービス

訪問サービス

- 訪問介護
(ホームヘルプサービス)
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

短期入所サービス

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
(ショートステイ)

通所サービス

- 通所介護(デイサービス)
- 通所リハビリテーション

- 特定施設入居者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 福祉用具貸与

施設サービス

- 介護老人福祉施設^(※2)
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

地域密着型サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護^(※3)
- 夜間対応型訪問介護^(※3)
- 地域密着型通所介護
(療養通所介護も含む)^(※3)
- 認知症対応型通所介護^(※3)
- 小規模多機能型居宅介護^(※3)
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護^(※2)
- 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)^(※3)

居宅介護支援

予防給付を行うサービス

介護予防サービス^(※4)

訪問サービス

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

短期入所サービス

- 介護予防短期入所生活介護^(※5)
- 介護予防短期入所療養介護^(※5)
(ショートステイ)

通所サービス

- 介護予防通所リハビリテーション

- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防福祉用具貸与

地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護^(※3)
- 介護予防小規模多機能型居宅介護^(※3)
- 介護予防認知症対応型共同生活介護^(※6)
(グループホーム)

介護予防支援

- ※1 指定都市・中核市の市長も含む。
- ※2 原則、要介護3以上の者が入所となっている。
- ※3 特定地域密着型(介護予防)サービスとい、住所地特例対象者が、入所・入居している特定施設所在地で利用できる地域密着型(介護予防)サービスである。

通い・訪問・泊り

入居系

入所系

地域密着型サービスが分かりづらい

- ・小規模多機能・看護小規模多機能は3つとも提供
- ・グループホーム、地域密着型特定施設 ⇒ 入居系
- ・地域密着型介護老人福祉施設 ⇒ 入所系
(※介護保険施設ではない)

この色分けで理解できること

- ・おむつ代の保険給付 入所○ 入居×
- ・特定入所者介護サービス費 入所○ 入居×
- ・社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度
- ・共生型サービス
- ・基準該当サービス
- ・相当サービス
- ・区分支給限度基準額
- ・介護保険事業計画

介護サービスの種類 48

都道府県知事^(※1)が指定・監督を行うサービス

市町村長が指定・監督を行うサービス

福祉系か医療系か

- 介護保険のベースは福祉系
- 医療系はちょっと贅沢なサービス
- 下(予防給付)の地域密着型サービスには医療系がない
- 特に認めましょうという場合は福祉系が多い
- 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度
- 共生型サービス
- 基準該当サービス
- 相当サービス

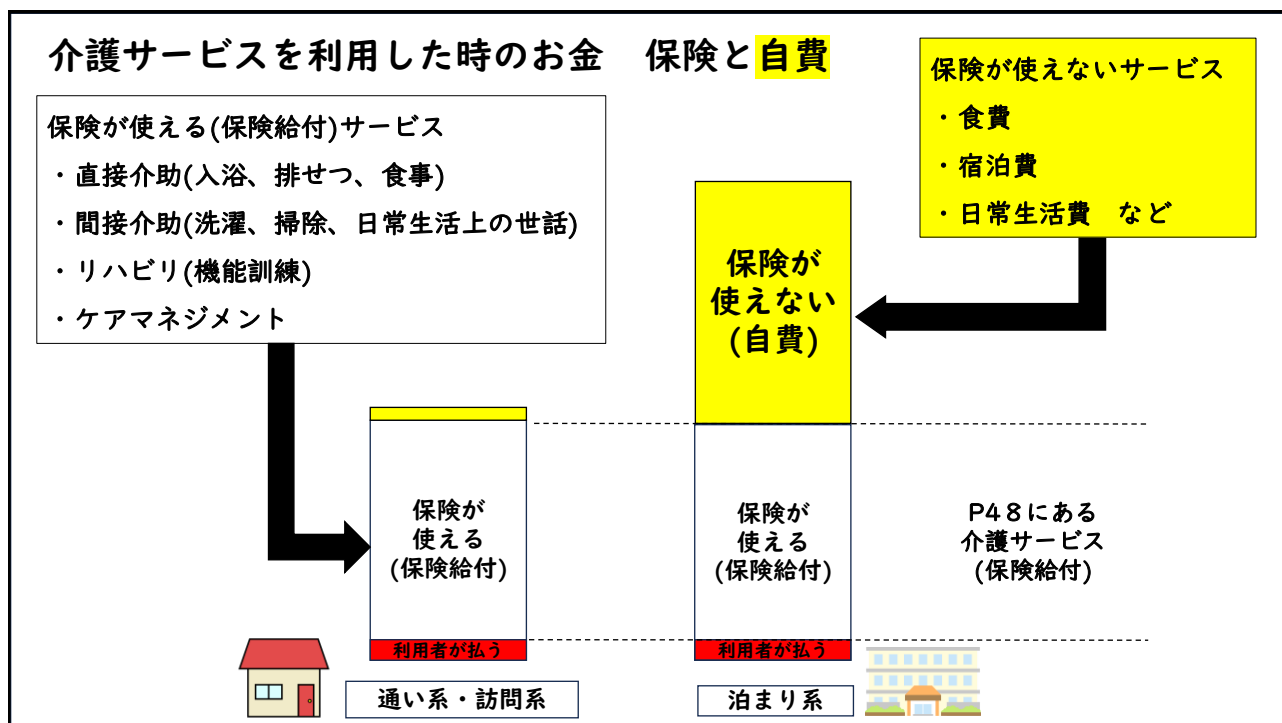
介護給付を行うサービス

予防給付を行うサービス

※1 指定都市・中核市の市長も含む。

※2 原則、要介護3以上の者が入所となっている。

※3 特定地域密着型(介護予防)サービスとい、住所地特例対象者が、入所・入居している特定施設所在地で利用できる地域密着型(介護予防)サービスである。



高額介護サービス費

保険が使えるサービス

- ・ 直接介助(入浴、排せつ、食事)
- ・ 間接介助(洗濯、掃除、日常生活上の世話)
- ・ 機能訓練
- ・ ケアマネジメント

保険が使えないサービス

- ・ 食費
- ・ 宿泊費
- ・ 日常生活費 など

保険が
使えない

保険が
使える

保険が
使える

高額介護サービス費

利用者が
払ったお金

通い系・訪問系

泊まり系

特定入所者介護サービス費

保険が使えるサービス

- ・ 直接介助(入浴、排せつ、食事)
- ・ 間接介助(洗濯、掃除、日常生活上の世話)
- ・ 機能訓練
- ・ ケアマネジメント

自費が保険給付されるという話
※おむつ代
保険給付の対象になるサービスも同じ

保険が使えないサービス

- ・ 食費
- ・ 宿泊費
- ・ 日常生活費 など

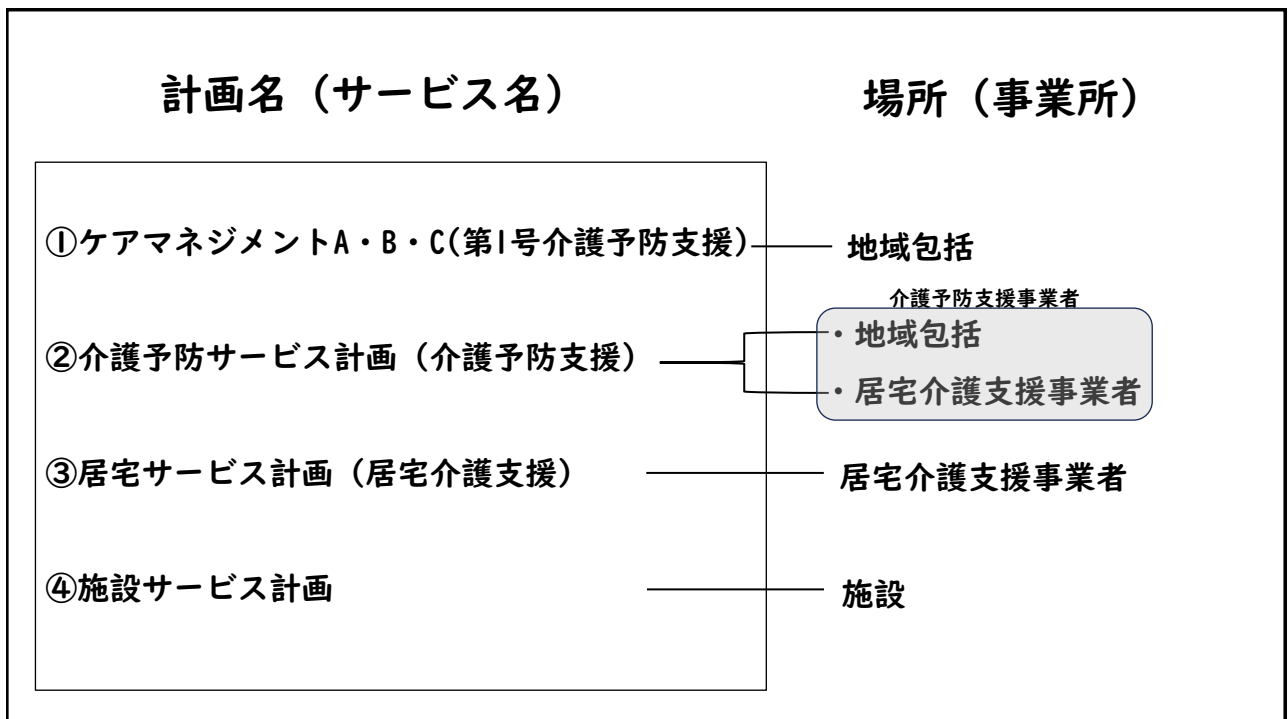
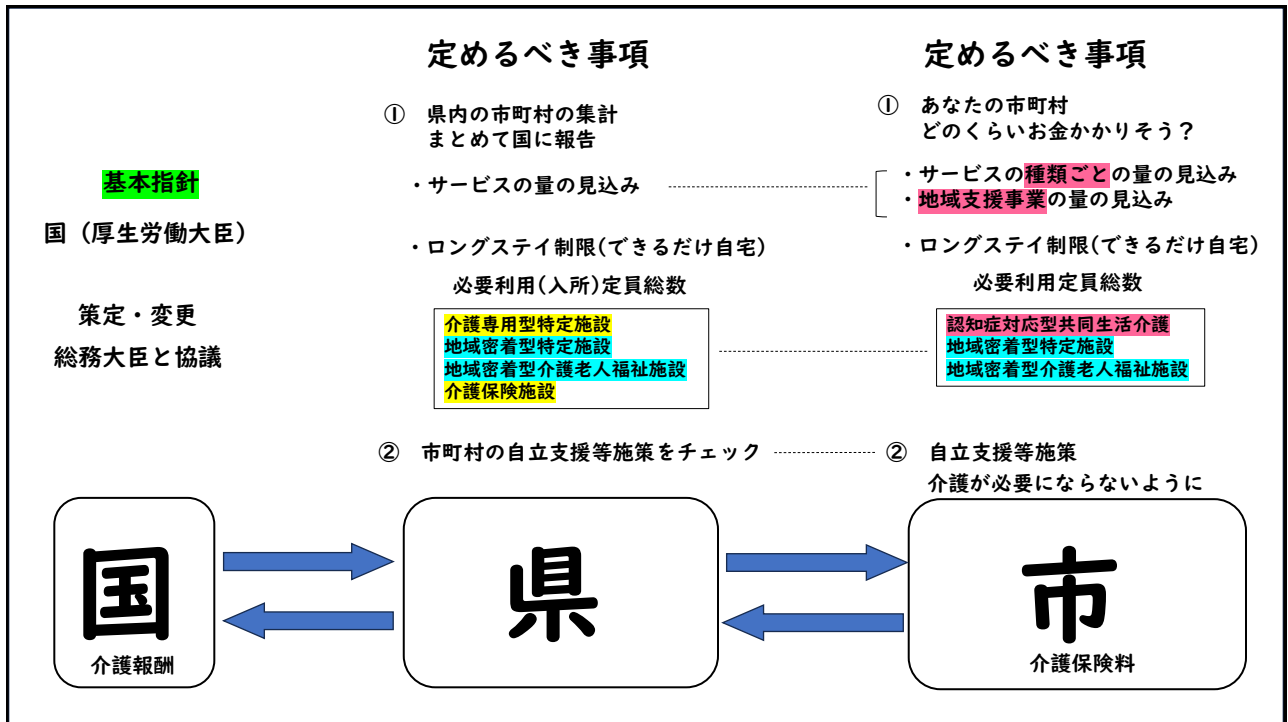
保険が
使えない

保険が
使える

保険が
使える

通い系・訪問系

泊まり系



	ケアマネジメントABC (第1号介護予防支援)	介護予防サービス計画 (介護予防支援)	居宅サービス計画 (居宅介護支援)	施設サービス計画
計画作成者	地域包括支援センター担当職員 保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師、3年以上従事した社会福祉士	居宅介護支援事業所 介護支援専門員	居宅介護支援事業所 介護支援専門員	介護保険施設 担当介護支援専門員
①インテーク	Aは			
②課題分析 アセスメント	介護予防 サービス 計画と同じ	利用者の居宅を訪問 利用者＋家族に面接	利用者の居宅を訪問 利用者＋家族に面接	入所者＋家族に面接
③原案		○	○	○
④サビ担当者会議	B、Cは 省略できる ものがある	利用者、家族、サービス担当者、 主治医等	利用者、家族、サービス担当者、 主治医等	利用者、家族、施設のサー ビス担当者等
⑤計画の作成・交付		利用者＋家族に説明 利用者の同意・交付 サービス担当 者にも交付	利用者＋家族に説明 利用者の同意・交付 サービス担当者 にも交付	入所者＋家族に説明 入所者の同意・交付
⑥サービス提供				
⑦モニタリング		3ヶ月に1回(注★) 利用者の居宅を訪問 利用者に面接	1ヶ月に1回(注★) 利用者の居宅を訪問 利用者に面接	定期的
記録		1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	定期的